

千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例施行規則

平成 30 年 3 月 14 日千代田区規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例（平成 30 年千代田区条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(ゴミ庫の規格及び設置場所)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項第 3 号の規則で定める規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 蓋付きであること。
- (2) 十分な容量があること。

2 条例第 7 条第 1 項第 3 号の規則で定める場所は、届出住宅内とする。

(寝具類及び備品類の基準)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項第 4 号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 布団及びまくらは、定期的に、適当な方法により湿気を除くこと。
- (2) 布団及びまくらには、清潔なシーツ、布団カバー、まくらカバー等を用いること。
- (3) シーツ、布団カバー及びまくらカバーは、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。
- (4) 食器、洗面所タオル等の備品類を備え付ける場合にあっては、清潔なものとし、宿泊者ごとに洗浄し乾燥させること。
- (5) 加湿器を備え付ける場合にあっては、宿泊者ごとに水を交換し、汚れやぬめりが生じないように定期的に洗浄すること。

(浴室の基準)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項第 5 号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浴室及び浴槽は、一の宿泊ごとに清掃すること。
- (2) 循環式浴槽及びシャワーヘッドは、定期的に洗浄し消毒すること。

(水質検査)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項第 6 号の規則で定める措置は、給水栓における水の遊離残留塩素、色、濁り、臭い、味の検査を 7 日以内ごとに 1 回、定期に行うこととする。ただし、届出住宅が集合住宅内にある場合であって、当該集合住宅の管理人等が同様の測定を行っているときは、当該測定を本文の検査に代えることができる。

(防虫対策及び防そ対策)

第 7 条 条例第 8 条第 1 項第 7 号の規則で定める防虫対策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月に 1 回以上目視による点検を行い、随時、発生源対策及び駆除を行うこと。
- (2) トコジラミが発生したときは、直ちに専門業者に駆除を依頼するほか、千代田区長（以下「区長」という。）に報告すること。

2 条例第 8 条第 1 項第 7 号の規則で定める防そ対策は、宿泊者からの聞き取り調査及び月に 1 回以上の点検により生息調査を行い、随時、発生源対策及び駆除を行うこととする。

(宿泊者の衛生の確保に必要な措置に係る記録の様式)

第8条 条例第8条第2項の記録は、定期清掃実施記録（第1号様式）及びねずみ・衛生害虫点検等記録（第2号様式）によるものとする。

（管理者の待機場所の範囲）

第9条 条例第10条第2項の規則で定める距離及び時間の範囲内の場所とは、700メートル以内で、かつ、10分以内の場所とする。

2 前項の規定において定める時間の適用については、管理者が待機する場所から届出住宅の居室の入口までの移動に要する時間を用いるものとする。

（管理者の従事記録の作成）

第10条 条例第10条第3項の記録は、管理者従事記録（第3号様式）によるものとする。

（周辺住民等への周知事項等）

第11条 条例第11条第1項の周知は、説明会の開催、戸別訪問又は文書の送付のいずれかの方法により行うものとする。

2 住宅宿泊事業者は、次項各号に掲げる事項を記載した文書を作成の上、住宅宿泊事業を開始する日の前日までに、これを条例第11条第1項に規定する所有者及び周辺住民に配付又は送付しなければならない。

3 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 住宅宿泊事業を開始する旨

（2） 住宅宿泊事業を開始する日

（3） 住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び連絡先

（4） 届出住宅の住所、建物名及び部屋番号

（5） 届出住宅における住宅宿泊事業の運営方法の類型

（6） 住宅宿泊事業の事業計画

（7） 住宅宿泊管理業務を委託する場合にあっては、住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名、登録番号及び連絡先並びに管理者が常駐又は待機する場所

4 第2項の文書は、住宅宿泊事業開始通知書（第4号様式）によることができる。

5 住宅宿泊事業者は、条例第11条第1項の周知をしたときは、事前周知実施報告書（第5号様式）に第2項の文書を添付の上、その旨を区長に対して速やかに報告するものとする。

（届出の際の添付書類）

第12条 条例第12条の規則で定める書類は、管理者常駐等場所通知書（第6号様式）とする。

（標識の掲示場所等）

第13条 条例第13条の規則で定める場所は、次に掲げるとおりとする。

（1） 戸建て住宅 公道に面した壁面、門扉等

（2） 集合住宅 届出住宅の入口の扉付近で共用部の廊下に面した壁面

2 届出住宅が集合住宅の場合に係る住宅宿泊事業者は、届出住宅における住宅宿泊事業の運営方法について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる標識（次項及び第4項において「区指定標識」という。）を当該集合住宅の入口にある郵便受箱等の室番号付近に掲げなければならない。

（1） 家主居住型（住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅

が同一である場合に限る。) 第7号様式

(2) 家主居住型(前号に規定する場合を除く。)、管理者常駐型及び管理者駆け付け型 第8号様式

3 区長は、次に掲げる事項を法定標識(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下「法」という。)第13条に規定する標識をいう。次項において同じ。)及び区指定標識の余白部分に記載するものとする。

(1) 届出住宅における住宅宿泊事業の運営方法の類型

(2) 条例第6条における区域の別

(3) 住宅宿泊事業の実施が可能な曜日及び時間帯

4 住宅宿泊事業者は、法定標識又は区指定標識が滅失又は汚損等したときは、標識再発行申請書(第9号様式)により、区長に対してこれらの標識の再発行を速やかに求めなければならない。

(届出住宅の公表事項)

第14条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 届出住宅の住所

(2) 届出住宅の建物名及び部屋番号

(3) 管理者常駐型又は管理者駆け付け型の届出住宅にあつては、住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名、登録番号及び連絡先

(宿泊サービス提供契約時における告知事項)

第15条 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 届出住宅の間取り及び設備

(2) 家主居住型(住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が同一である場合に限る。)の届出住宅にあつては、宿泊者を迎え入れる側(住宅宿泊事業者を含む。)の人数及びそれぞれの性別

(宿泊室に掲示する事項)

第16条 条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 外国人患者の受入れが可能な近隣の病院、診療所その他の医療機関の名称、所在地、電話番号、診療科目、診療時間等の情報に関する事項

(2) 臭気の発生の防止のために配慮すべき事項

(3) 届出住宅内における喫煙に関する事項

(4) 安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例(平成14年千代田区条例第53号)の規定の遵守に関する事項

(5) 住宅宿泊事業法施行規則(平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号)第8条第2項各号に掲げる事項

2 条例第19条の規則で定める言語は、日本語、英語、中国語及びハングル語とする。

(苦情等記録の様式)

第17条 条例第20条第1項で作成する記録は、苦情等対応記録(第10号様式)によるものとする。

(定期報告)

第18条 条例第21条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊者の衛生の確保に関する事項
- (2) 管理者の従事状況に関する事項
- (3) 苦情等に関する事項
- (4) 廃棄物の処理に関する事項

2 条例第 21 条第 1 項の報告は、住宅宿泊事業定期報告書（第 11 号様式）によるものとする。

3 条例第 21 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定期清掃実施記録
- (2) 管理者従事記録
- (3) 苦情等対応記録
- (4) 一般廃棄物処理業者等による廃棄物の処理の実績が分かる書類
(違反者の公表事項)

第 19 条 条例第 25 条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該命令に違反した住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名
- (2) 届出住宅の住所
- (3) 届出住宅の建物名及び部屋番号
- (4) 違反内容

附 則

この規則は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。ただし、第 9 条、第 11 条及び第 12 条の規定並びに第 4 号様式から第 6 号様式までの規定は、同年 3 月 15 日から施行する。